

令和7年度 認定こども園及び認可保育所の入所申込みについて

※認定こども園及び保育所で保育の利用を希望される方はこちらの用紙をご確認ください

1 認定こども園及び保育所の入所要件

入所予定日において、次の①～③の要件を満たすこと。

①幕別町に住民登録があること

※申込時に幕別町内に住民登録がない世帯でも、幕別町に転入予定であれば申込みが可能です。

②0歳（生後6カ月）から小学校就学前までの子どもであること

③保護者全員が次のいずれかに該当していること（保育の必要性があること）

- (1) 月に48時間以上、日常の家事以外の仕事をしている場合。
- (2) 妊娠中であるか、または出産後間がない場合。（認定期日は出産日を含む月から3か月後の末日まで。）
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有している場合。
- (4) 同居の家族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護している場合。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合。（認定期日は1か月後の月末まで。）
- (7) 学校または職業訓練校に在学している場合。
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合。
- (9) 保育施設に入所している児童の保護者が育児休業中である場合。（詳しくは本用紙の「8 育児休業中の保育施設の利用について」をご覧ください。）
- (10) その他前各号に類する常態にある場合。

2 保育の必要性の認定

認定こども園及び認可保育所で保育を利用する場合には、支給認定の申請が必要です。町が提出書類をもとに審査を行い、保育の必要性（上記③の(1)～(10)）があると認められた場合に、2号または3号の認定を行います。

認定区分	対象となる児童	幕別町で利用できる主な施設・事業
2号認定	<u>満3歳以上</u> で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所
3号認定	<u>満3歳未満</u> で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

※3号認定を受けている児童が満3歳に到達した際には、2号認定に切り替わります。

（保育料については、当該年度末までかかりますのでご注意ください。）

なお、2号・3号認定は、保育の必要な事由によって「保育標準時間」または「保育短時間」に認定され、保育所を利用できる時間が異なります。この認定が変更になると、保育料等が変更になる場合がありますので、転職、勤務地の変更、退職、兼業、就労時間の変更、妊娠、育児休業等で認定の理由が変更になった場合は、速やかに関係書類を提出してください。

認定区分	保育の必要な事由	利用可能時間
保育標準時間	就労（保護者のどちらも月120時間以上）、妊娠・出産、災害復旧 など	1日最大11時間 （7：30～18：30）
保育短時間	就労（保護者のどちらかが月120時間未満）、求職活動、育児休暇 など	1日最大8時間 （8：30～16：30）

3 入所申込書受付期間 ※書類の不足や不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

【受付期間】令和6年11月1日(金)～令和6年11月30日(土)

【提出先】第1希望の施設、こども課保育係、札内支所、保健福祉課のいずれか

※土日祝日は、こども課、札内支所、保健福祉課への提出はできません。受付最終日は土曜日のため、ご注意ください。

※郵送の場合は、当日消印有効となります。

4 保育施設一覧

保育施設名	電話	定員	住所	保育時間	病後児保育
幕別認定こども園	0155-54-2552	105名	寿町2番地の5	7:30～18:30	
札内さかえ保育所	0155-25-9011	120名	札内北栄町23番地の1	7:30～18:30	
札内北保育所	0155-56-2049	90名	札内新北町75番地の1	7:30～18:30	
札内南保育園	0155-56-3326	120名	札内あかしや町56番地の73	7:30～19:00	
札内青葉保育園	0155-56-4131	120名	札内青葉町310番地の36	7:30～19:00	○
のびのび保育所	0155-56-4706	10名	字依田379番地	8:30～16:30	
こりすのおうち	0155-29-5191	5名	札内青葉町5番地の15	7:30～19:00	

- ・札内南保育園は社会福祉法人 池田光寿会により、札内青葉保育園は社会福祉法人 温真会により管理運営しています。(入所申込と入所決定、保育料の決定と徴収は町で行います。)
- ・病後児保育は、札内青葉保育園病後児室「ひだまり」において実施しています。病後児とは、傷病回復期にあり、まだ集団保育は困難な状態であるが、医師が不在でも保育が可能であると診断されている児童のことをいいます。病後児保育の1日の利用定員は4人です。また、札内青葉保育園以外の認可保育所入所児童も利用可能(事前予約が必要)です。詳しくは、札内青葉保育園にお問い合わせください。
- ・のびのび保育所は社会福祉法人 幕別真幸協会が管理運営している事業所内保育所です。対象年齢は0歳児から2歳児までとなっており、定員10名は、従業員枠を含めたものです。時間外の保育については要相談となります。
- ・こりすのおうちは合同会社 Petit pas が管理運営している家庭的保育園です。対象年齢は0歳児から2歳児までとなっています。

【生年月日別クラス区分】

クラス区分	生年月日
0歳児(生後6カ月以上)	令和6年4月2日生～令和6年10月1日生
1歳児	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
2歳児	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
3歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
4歳児	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生
5歳児	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生

5 入所決定及び入所説明会について

- (1) 入所決定 — 令和7年2月中旬頃に保護者に文書により通知します。
- (2) 入所説明会 — 令和7年3月上旬頃に各施設で実施します。

※定員等の関係で、希望の施設に入所できない場合がありますので、予めご了承ください。

6 面接について

面接は、令和7年度に新たに入所される場合と、前年度と別の施設を利用する場合に実施します。面接日は別途ご案内します。

7 ならし保育について

保育施設に初めて入所される児童については、児童が無理なく新しい生活に慣れるために、入所から最初の1週間程度は通常の保育時間を短縮して午前保育（ならし保育）となりますので、ご了承ください。詳しくは、希望する各施設にお問合せください。

8 育児休業中の保育施設の利用について

新規に保育施設への入所を希望する方について、保護者が育児休業を取得している場合は、保育施設を利用することができません。ただし、復職日前のならし保育の期間については、育児休業中でも保育施設を利用することができます。

なお、前年度から継続して保育施設を利用する児童については、保護者が育児休業を取得していても保育施設を利用することができます。

9 令和7年4月2日以降の入所希望（申込）について

4月2日以降に保育施設に入所を希望される児童について、入所決定（入所調整）は次のとおりいたします。

- ① **5月31日**までに入所を希望する児童

→当初入所（4月1日入所）と同じ取扱いとします。

当初申込み（11月）の際に申込書を提出してください。

- ② **6月1日**以降に入所を希望する児童

→入所希望日の1か月前の状況により、随時入所決定いたします。

令和7年4月1日以降に申込書を提出してください。

遅くとも入所希望日の1か月前までには書類を提出してください。

※いずれの場合でも、定員等の関係で希望の施設に入ることができない場合がありますので、予めご了承ください。

10 保育料について

保育料については次のとおりとなります。保育料や保育料算定に利用する税額の考え方の詳細は、7ページの「資料2 令和7年度保育料徴収金額表」を参考にしてください。

0歳児～2歳児…4月～8月分は前年度の市町村民税額、9月～3月分は現年度の市町村民税額により決定します。

【令和7年度】

4月

8月 9月

3月

令和6年度市町村民税に基づく保育料

令和7年度市町村民税に基づく保育料

※令和6年度市町村民税…令和5年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和7年度市町村民税…令和6年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

3歳児～5歳児…保育料は無償となります。※ただし、副食費がかかります。

11 その他

- (1) 入所申込後、住所や職場、世帯構成が変更になった場合、または申込みを取消す場合は、必ずこども課保育係まで連絡ください。
- (2) 保育料納入通知書及び副食費納入通知書は4月上旬頃に送付予定です。
- (3) 保育料及び副食費の納期限は毎月末日頃となります。
- (4) 副食費は世帯収入等により減免となることがあります。

問い合わせ先 こども課保育係 電話：0155-54-6621